二　令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案（特定対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする特定取得

三　特定対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする特定取得

四　法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行った外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

五　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間の満了前に同意を行った外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

六　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

七　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得（当該外国投資家が当該変更又は中止の命令に従った場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合であつては、第二条第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

（対内直接投資等及び特定取得の報告）

第六条の二　令第六条の三第一項の規定に基づき、別表第三の第二欄に掲げるものが行つた同表の第三欄に掲げる業種に係る同表の第一欄に掲げる対内直接投資等又は特定取得について報告をしようとするものは、対内直接投資等を行つた日から四十五日以内に、同表の第四欄に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

（対内直接投資等の報告）

第六条の二　令第六条の三第一項の規定に基づき報告をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

一　法第二十六条第二項第一号及び第三号に規定する株式又は持分の取得並びに令第二条第九項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第四号に規定する議決権の取得　別紙様式第十一

二　法第二十六条第二項第二号に規定する株式又は持分の譲渡　別紙様式第十二

三　法第二十六条第二項第六号に規定する金銭の貸付け　別紙様式第十六

四　令第二条第九項第一号に規定する社債の取得　別紙様式第十七

五　令第二条第九項第五号に規定する議決権代理行使受任　別紙様式第十七の二

六　令第二条第九項第六号に規定する議決権代理行使委任　別紙様式第十七の三

七　令第二条第九項第七号に規定する共同議決権等行使同意取得　別紙様式第十七の四